

第4回甲信地区2国立大学法人公共工事入札監視委員会議事概要

開催日時及び場所	令和2年11月6日(金) 14:30~16:40 国立大学法人山梨大学 本部棟5階第一会議室	
委員	委員長 近藤 徹 (弁護士) 委員 阿部 和久 (大学教授) 委員 田中 佑幸 (公認会計士)	
審議対象期間	令和元年7月1日~令和2年6月30日	
抽出案件(合計)	3件	(備考)
工事(小計)	2件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	1件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	1件	
工事希望型競争入札	件	
通常指名競争入札	件	
随意契約	件	
設計・コンサルティング業務 (小計)	1件	
簡易公募型プロポーザル方式 (拡大)	件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問等	回答
配付資料の確認及び説明	
<p>1. 委員長及び委員の紹介</p> <p>・事務局より、前回に引き続き、近藤先生を委員長とし、阿部委員及び田中委員の3名で委員会審議を進めることについて了承された。</p>	
<p>2. 審議対象案件抽出の経緯について</p> <p>・事務局より、審議対象期間「令和元年7月1日～令和2年6月30日」の間に契約した案件の中から、委員会実施要項に基づき、田中委員が3件を抽出した経緯を説明した。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事: 2件 ・設計・コンサルティング業務: 1件 	
<p>3. 審議対象案件の審議</p> <p>3-1) 一般競争入札</p> <p>① 【信州大学（長野附属）教育学部附属特別支援学校中高等部校舎等改修機械設備工事】</p> <p>・信州大学から「審議対象工事説明資料」(以下、「説明資料」という。)に基づき、概要説明があった。</p> <p>・1回目の公告時と、随意契約時とで予定価格が変わっているが、予定価格はどのように作成したのか。</p>	<p>・随意契約時の予定価格は、1回目の公告内容のうち、取り壊し工事を除いて作成した。</p> <p>2回公告をしたが入札がなかった(1者辞退)という実情を踏まえたほか、事前に調査を行い改めて予定価格を精査した上で作成した。</p>

<p>・予定価格の変更をしたのは2回目の公告時なのか。</p> <p>・随意契約時に改めて予定価格を作ったというところか。</p> <p>・最初の予定価格はどのように設定したのか。</p> <p>・様々な事例を見てきた中で、設備系の価格の設定は、資料の通りには設定できないようなものがある印象があり、難しいと思っている。今回の案件は、最初の段階では基準に則って金額の設定をしたが、結果的には時価等と合わなかったということか。</p> <p>・1回目でA者が札を入れる段階で辞退したのは、金額が合わなかったからなのか。1回目の公告では1者しか入札しなかったが、その原因として考えられることはあるか。</p> <p>・随意契約の際、B者にはこちらから話を持ち掛けたのか。</p>	<p>・2回目の公告時は参加業者がなく、予定価格を作る段階にまで至らずに入札が中止となったため、作成していない。</p> <p>・はい。 1回目の公告時に入札を辞退されたことに加え、業者に声をかけている段階で、予定価格と業者の価格が合わないということがわかり、適正な価格になるように再検討のうえ作成した。</p> <p>・数量を算出し複合単価や物価資料、見積を査定し作成した。</p> <p>・査定率の設定については、これまでの実績などを基準に考えることが多いが、この年は小中学校に空調機を設置するという国の方針があり、全国的に同様の事業が多かった。そのため、前回の査定率では厳しかったのではないかと考え、見直した。</p> <p>・実際にA者に聞いていないため、辞退した理由は明確にはわからないが、考えられる主な理由としては、他の工事を受注したために技術者が配置できなくなったなど何らかの社内事情や、先に話したように他に機械の案件が多かったことなどがある。</p> <p>・その時点で大学と契約をしている業者に声をかけたが、技術者不足という理由で受け取ってもらえなかったため、過去に大学や長野高専と契約実績がある業者を探し、B者が技術者を確保できるので見積もりを徴取した。</p>
---	---

<p>・当初は総合評価落札方式だが、B 者は総合評価の資格を有する業者だったのか。 それとも、B 者に受注してもらえないという状況だったのか。</p> <p>・総合評価落札方式を採用する契約において、緊急随契を採用する際の基準や定めはあるか。</p> <p>・随契をする定めはあるが、今回の緊急随契は例外だったということか。</p> <p>・1 回目の予定価格には取り壊しの費用を含んでいるか。</p> <p>・2 回目の公告時には、取り壊しは先行して発注しているのか。</p> <p>・取り壊しはどの業者が請け負ったのか。随意契約の費用はいくらだったのか。</p> <p>・取り壊し工事では A 者には見積依頼をしたのか。</p> <p>・取り壊し工事の見積を徴取した 3 者とはどこか。</p> <p>・A 者は、随意契約の際の予定価格である約 8,000 万円であれば受注したと思うか。</p> <p>・入札を辞退した場合のペナルティはあるか。</p>	<p>・本契約は、緊急随契であり、1 回目の公告時と同じ条件で何者か声をかけたが応札業者がなかった。 B 者は、当初設けた条件には合致していない。</p> <p>・2 回不落となった場合は、不落随契ができるが、今回は、2 回目の入札に応札者が無かったため、当初の条件を変更して緊急随契で行った。</p> <p>・緊急随契も会計規則第 29 条に定められているので、全くの例外を行ったわけではない。</p> <p>・含んでいます。</p> <p>・取り壊しは先に契約しないと他の工事に影響が出るため先行して発注した。見積もりは 3 者から徴取した。</p> <p>・B 者が請負い、税抜 450 万円だった。</p> <p>・依頼していない。 A 者とは契約実績がなく、早急に契約できる可能性を考えて、見積もりを徴取する業者には含めなかった。</p> <p>・建築工事を請け負った C 者と、同じ地区の工学部で空調工事を請け負っていた D 者と、B 者の 3 者である。</p> <p>・受注する気があれば、1 回目の公告時に応札していたのではないかと考える。受注の意思はないように受け取れる。</p> <p>・ペナルティはない。</p>
---	--

3-2) 一般競争入札(政府調達)

②【山梨大学 (医病)中央診療棟等改修工事】

・山梨大学から説明資料に基づき、概要説明があった。

・不落随契の際、8回の見積書の提出で予定価格に達しているが、8回の見積書の提出の中で、最初は多めの金額で下げてきて、最後の方は金額を刻んでいる。

・施工実績として認める建物の範囲を再々公告では、「病院、診療所」のほかに、「校舎、研究施設」にまで広げたとのことだが、その他にどのような条件を広げたのか。

・施工実績を緩和した結果どのくらい業者が増えたか。

・施工実績を緩和する前の条件で業者数は何者か。

施工実績を緩和する際、緩和前後の業者数について比較はしたか。

・最終的には金額を刻んで見積書を提出している。業者側も契約可能な金額で一番利益が出る金額を考えた結果だと思われる。

・施工実績の面積要件を改修面積の8割から5割程度の面積まで緩和した。

・再々公告時の公告の施工実績を満たす業者数は、山梨県内に本社がある有資格者が12者 山梨県に営業所等がある有資格者が25者。山梨県その他、隣接都県に本社もしくは営業所等があれば参加ができるので、潜在的な数はもっと多い。

・施工実績を緩和する前の条件での参入可能な業者数については、今は手元に数字がないが、施工実績の緩和を検討する際には、どの程度参入可能な業者数が変わるのか、調査は行ったと思う。

<p>・面積要件を緩和したということだが、施工実績が支障になっていないか。</p> <p>・面積要件を緩和しても応札者が少ないということは、施工実績が支障となっていないか。</p> <p>・不落随契の協議と見積書の提出はどのように行われるか。</p> <p>・見積合わせの際に「もう少し」というような、やり取りはあるのか。</p> <p>・8回の見積書の提出は同じ日で行われたのか。</p>	<p>・今回審議の対象となっている、中央診療棟は病院の中核機能を担うところであるため、中央診療棟の改修に際して、病院や診療所を施工実績として求めることは妥当と考える。</p> <p>・工事の品質を確保するという問題もある。入札工事では、できるだけ施工実績の建物種類を幅広くするなど、多くの業者に参入して実績を積んでもらい、今後の入札に参加できるようにしている。</p> <p>・不落随契の協議については、第1回目の入札の際に業者側から大学側に提出された内訳書をもとに、大学側の考え方と差異がある部分について、大学側から業者側の考え方を聞き、業者側が見積書の提出に応じることができるかを協議する。</p> <p>見積書の提出の際には、会議室で直接契約に関わらない複数名が立ち合い、見積書を大学に提出し、予定価格に達しているかを確認し、予定価格に達していない場合は、再度見積書の提出に応ずるか確認する。</p> <p>・予定価格に達しているかどうかの事実のみを伝え、予定価格に達していない場合は、再度見積書の提出に応ずるか確認している。</p> <p>・同じ日で行っている。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・どのくらいの時間で行われたのか。 ・見積書の提出に来た人数は何人か。 ・見積書の提出について、回数の制限はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間については記録がない。 ・見積書の提出の際には、業者が価格を決定できる立場の人(役員等)と技術者と営業の担当者の3人程度。大学は施設企画課の契約担当者と施設企画課課長と補佐が対応。 ・不落随契における見積書の提出については、回数の制限はない。8回というのは異例ではあるが、不調にすることができないという大学の考えと、業者が協議に応じた結果である。
<p>3-3) 随意契約 ③【信州大学（松本）医学部附属病院病棟等改修実施設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信州大学から説明資料に基づき、概要説明があった。 ・基本設計の契約金額はいくらだったか。 ・それに対して実施設計の価格が税抜 2 億 2,000 万円ということだが、基本設計の入札には何者が参加したか。 ・落札率はどれくらいだったか。 ・下限の金額は設定しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税込 6,765 万円だった。 ・設計プロポーザル方式で、書類を受け取りに来たのが 14 者、参加したのは 1 者だった。 ・予定価格の税抜 6,250 万円に対して、契約金額は税抜 6,150 万円(落札率 98.4%)であった。 ・下限は設定していないが、最低基準価格は設定した。

<p>・基本設計の金額の割に実施設計の金額が高く、それが前提条件としてあるにも関わらず1者しか参加しなかった。 本日の審議案件全体に共通する課題だが、業者が応札してくれないという実情がある。業務に関しても同様ということか。</p> <p>・予定価格はどのように算定したか。</p> <p>・単純な平米単価では決まらないということか。</p> <p>・学内に積算できるような人がいるか。</p> <p>・新築とは別の方法で算定しているということか。ノウハウや、どれだけ資料を集められるかに関わっているということか。</p> <p>・基本設計の時の書類を取りに来たのは14者、応札が1者ということだが、なぜ1者しか参加しなかったのか。</p>	<p>・はい。</p> <p>・改修工事のため、新営工事のように規模で決まるというわけでもない。 設計内容に基づき、想定される必要な図面の枚数等を予定価格に積み上げている。</p> <p>・はい。</p> <p>・はい。整備課の建築、電気、機械それぞれの担当者が過去の同じような病院案件をもとに、必要な図面を想定して積算している。</p> <p>・積算のやり方は大体決まってはいる。 単に枚数だけではなく図面の種類によって難易度も変わる。例えばゼロから作成する図面の他、ある程度大学から提供されるデータをもとに作成する図面もあるので、そこを考慮しながら積算している。新営工事の設計よりも積算の難易度は高いといえる。</p> <p>・プロポーザル方式のため、大学から課題を提示している。 今回は(入院患者が)居ながらの病棟改修が条件であり、改修面積も広く、難易度が高い。そのような設計は頻繁にはないため、設計業者としては資料作成にかなりの労力を要するという判断で参加しなかったのではないか。</p>
---	--

<p>・実施設計の金額が基本設計より高いということで、逆転している。基本設計の契約の際に、実施設計も併せることはできなかったのか。</p> <p>見積合わせの際、見積金額が 1,500 万円ずつ落とされ、3 回目で落札しているので、業者側はまだ金額的に余裕があると見受けられる。予算の事情があることは理解したが、一括で契約できればさらに安くできたのではないか。</p> <p>・概算要求額は予定価格と同じなのか。</p> <p>・概算要求の額を知れば予定価格がわかるということはないのか。</p> <p>・基本設計はプロポーザル方式のため、契約金額が決まる前に契約相手が決まったということか。</p> <p>・基本設計を請け負った業者が、何らかの事情で実施設計を請け負うことができなくなるということはあるのか。</p> <p>・業者としては、基本設計を請け負ったものの、実施設計の予定価格が意外に低くて折り合わない場合、経営判断として実施設計を請け負うことができない場合もあるのではないか。</p>	<p>・基本設計は大学の自己財源、実施設計は概算要求した補助事業の案件である。基本設計を契約する時点で、実施設計はまだ事業化されていなかった。</p> <p>基本設計を含めた概算要求であれば一括発注の可能性もある。</p> <p>・基本的には学内予算を投じなければ概算要求額が上限になる。</p> <p>しかし、学内予算を投じた結果、補助金の額よりも予定価格が上回ることもあれば、積算した結果、下回ることもある。</p> <p>・推察は可能かもしれないが、基本的に概算要求額は公表していない。</p> <p>今回の案件は、本体工事の概算要求に対して、事業化されたときに文部科学省から事務費として受け取る金額である為、大学側もその時点まではわからない。</p> <p>・はい。</p> <p>・基本設計を請け負った時点で、その先の実施設計に充てる人員配置も考えているはずであるが、会社自体が傾いた場合などは考えられる。</p> <p>・見積合わせの際に落札するまで苦勞することはある。</p>
---	---

<p>4. その他</p> <p>○本委員会の審議案件数について(山梨大学)</p> <p>【提案理由】</p> <p>山梨大学監事監査において、入札監視委員会の審議案件数は妥当かの質問があったため。</p> <p>・本委員会申合せ第4の2の審議対象案件数について、各委員から意見聴取を行った。</p>	<p>・各委員から、全体数からみても妥当である と考える。本委員会の趣旨は、基本的に契約 内容や状況を確認するのが任務であるため、 数の問題ではない。特別な案件がある時は、 別途、抽出し確認を行うため、本委員会申合 せ第4の2の審議案件数は妥当である旨の回 答を得た。</p>
---	--

◇委員による講評打合せ(第二会議室)

【講 評】

指摘事項:なし

個別意見:

A 委員:山梨大学工事案件について、

不落随契の協議における見積合わせについて、予定価格に近付ける過程で、不正と疑われることがないように、客観性、公平性が確保できる方法の検討などに努められたい。

B 委員:信州大学工事案件について、

今後の検討課題として、1 回目の公告と随意契約時で予定価格が異なっていることについて、どのタイミングで予定価格を見直しするのか、2 回目の公告時に見直しするなど、契約業務の過程で齟齬が生じないように努力すべきである。

C 委員:信州大学の設計・コンサルティング業務について、

基本設計業務の契約の際、書類を受け取った 14 者のうち、1 者しか参加しなかったことについて、何か障壁となるような条件がなかったか確認の余地がある。